

広域系統整備計画の進捗状況について (報告)

平成28年10月25日
広域系統整備委員会事務局

■これまでの経緯

- 第14回広域系統整備委員会（平成28年6月24日）
 - ✓ 東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画の策定
(平成28年6月29日 理事会決定)

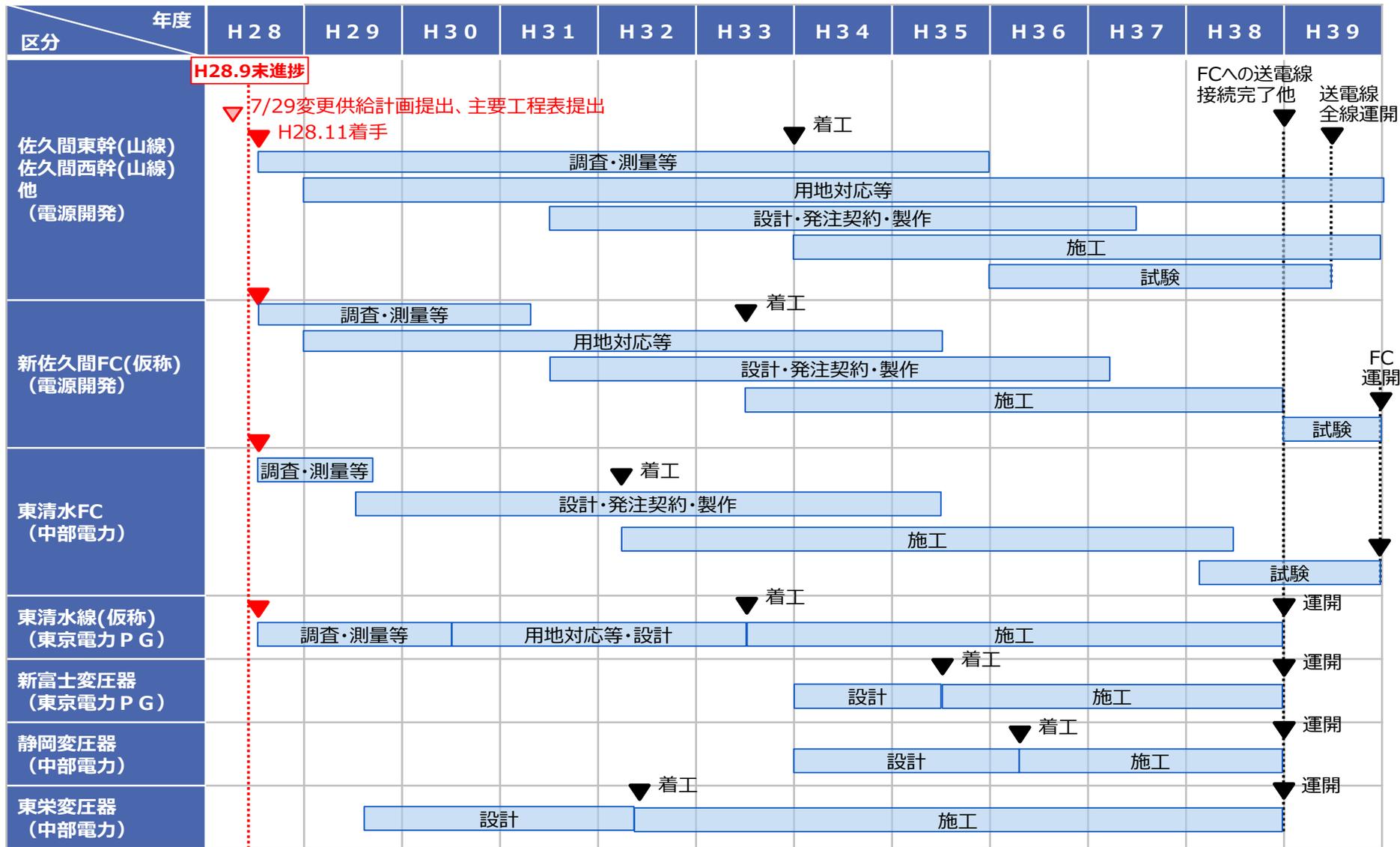
■今回ご報告事項

- 東京中部間連系設備に係る広域系統整備の進捗状況について

四半期ごとの進捗状況の確認 (東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画)

- 平成28年6月末に東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画を策定し、事業実施主体（東京電力パワーグリッド、中部電力、電源開発）は、各対策工事に係る諸手続き等を実施してきた。
- 今回、業務規程62条に基づき、四半期（9月末時点）の状況として事業実施主体より提出され、進捗状況を確認したので報告する。
- これまでの実施事項
 - ✓ 供給計画および主要工程の提出：平成28年7月末
 - ✓ 関連する自治体へ、事業実施主体より工事計画の概要説明を順次実施中（本機関も同行）（県：3か所、市町村：11か所）：平成28年7月～
 - ✓ 工事着手に向けた準備（関係者間の協議調整等）：平成28年7月～
- 主要工程および今後の予定
 - ✓ **本年11月に工事着手し調査・測量等を順次開始していく予定。**
 - ✓ 重要送電設備等の指定に係る準備状況としては、**平成29年度上期の指定**を目指しており、本機関も関係者との協議など支援していく。

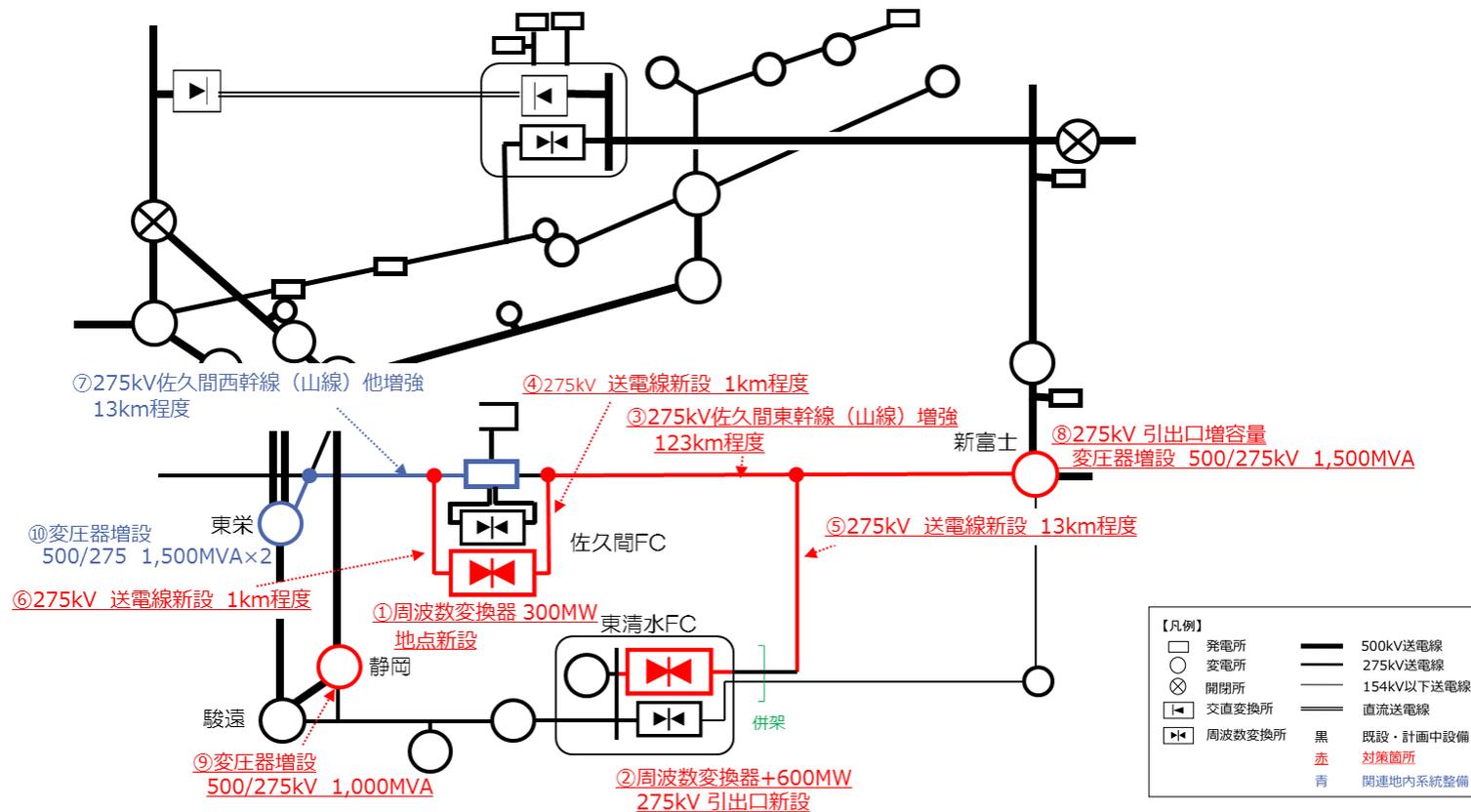
■ 主要工程は以下のとおり。



(参考) 工事概要

事業実施主体	主な工事
東京電力パワーグリッド	⑤東清水線（仮称）新設、⑧新富士変電所工事
中部電力	②東清水FC増強工事、⑨静岡変電所工事、⑩東栄変電所工事※
電源開発	①新佐久間FC（仮称）新設工事、 ③④⑥⑦佐久間東幹線（山線）増強工事・佐久間西幹線（山線）増強工事※他

※関連地内系統整備



【業務規程】

(広域系統整備計画の進捗状況の把握)

第62条 本機関は、広域系統整備計画の策定後、事業実施主体から必要な情報の提出を受け、同計画の進捗状況を把握する。

- 2 本機関は、前項により提出された情報に基づき、必要に応じて現地確認を行い、広域系統整備計画の工程の遅延の有無等を確認するとともに、その内容を広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、広域系統整備計画の進捗の遅延等により当該広域系統整備計画の目的に影響があると認めた場合は、その対応について広域系統整備委員会において検討を行う。

(広域系統整備計画の変更)

第63条 本機関は、用地事情、需要動向の変化その他やむを得ない事由が発生した場合において、広域系統整備計画を変更することが合理的となったとき又は広域系統整備計画の実現が困難となったときは、広域系統整備委員会において検討の上、広域系統整備計画を変更することができる。

- 2 前項にかかわらず、広域系統整備計画の変更が軽微なものである場合には、本機関は、広域系統整備委員会の検討を経ることなく、広域系統整備計画を変更することができる。但し、この場合、本機関は、広域系統整備計画の変更内容について、広域系統整備委員会に報告する。
- 3 本機関は、前各項に基づき、広域系統整備計画を変更した場合には、速やかに変更後の広域系統整備計画を公表するとともに、事業実施主体及び受益者に対し、広域系統整備計画の内容を通知する。

【送配電等業務指針】

(広域系統整備計画決定後の情報提供)

第53条 事業実施主体として選定された者は、本機関に対し、次の各号に掲げる時期に、次の情報を提出する。

- 一 広域系統整備計画決定後速やかに 広域系統整備計画の主要工程
- 二 四半期ごと 本機関が進捗状況及び今後の見通しを把握するために必要な情報

- 2 広域系統整備計画の進捗状況の確認は、業務規程第62条第1項に定めるところにより、前項により提出された情報に基づき、本機関が行う。